

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

12 月分

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和4年度 泉尾配水場回転速度制御設備保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	株式会社荏原電産 大阪支店	¥2,530,000	令和4年12月15日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
2	令和4年度 ハンディターミナルシステム改修業務委託(その3)	情報処理－ 情報処理	ニデック大豊機工株式会社 関西営業所	¥6,308,500	令和4年12月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	—
3	ATC庁舎庁内情報ネットワーク環境整備等業務委託	情報処理－ 情報処理	NECフィールディング株式会社 西日本営業本部 関西第一営業部	¥7,383,640	令和4年12月9日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
4	令和4年度 営業所オンラインシステム改修業務委託(その6)	情報処理－ 情報処理	株式会社日立システムズ 関西支社	¥16,502,200	令和4年12月26日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	—
5	令和4年度 咲洲配水場回転速度制御設備保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	株式会社明電エンジニアリング 大阪営業所	¥4,070,000	令和4年12月22日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
6	令和4年度 柴島浄水場外1か所回転速度制御設備外保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	株式会社日立産機テクノサービス 大阪事業所	¥17,655,000	令和4年12月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
7	水道記念館学習施設運営等業務委託(概算契約)	製作・広告・ 催事、印刷 －催事	株式会社チャージ 大阪支店	¥147,808,183	令和4年12月28日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G5	—

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 泉尾配水場回転速度制御設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社荏原電産

3 随意契約理由

本業務は、泉尾配水場に設置している回転速度制御設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、株式会社荏原電産が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは株式会社荏原電産が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 ハンディターミナルシステム改修業務委託（その3）

2 契約の相手方

ニデック大豊機工株式会社

3 随意契約理由

本業務は、各水道センターにて日常の水道メータ検針業務及び料金等徴収業務で
使用しているハンディターミナルシステム（以下「本システム」という。）につい
て、令和5年10月から導入される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制
度）に対応できるよう、本システムにおける各種帳票の出力内容の変更に伴う改修
を行うものです。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築された
プログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、シ
ステムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履
行し、本システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、
本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確
になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることがで
きるのはニデック大豊機工株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号 06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

A T C 庁舎庁内情報ネットワーク環境整備等業務委託

2 契約の相手方

N E C フィールディング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、局職員が使用する P C でファイル共有やメール、インターネット閲覧等の機能を提供する大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク（以下「統合基盤等」という。）について、A T C 庁舎事務室内における L A N ケーブルのループ配線による障害への対策機能の構築に必要な環境整備及び、現在契約中の管路情報管理システムの再構築に必要なネットワークの構築を行うものです。

統合基盤等につきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築された構成となっており、本業務において行う統合基盤等への機能構築及び機器等への設定、並びに履行により動作確認・機能保証を行うには、統合基盤等の構成及び設定状況等を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行ができないことや、統合基盤等に障害が発生した場合、その原因が統合基盤等固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは N E C フィールディング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局総務部 I C T 推進課（電話番号 0 6 － 6 6 1 6 － 5 4 1 1 ）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 営業所オンラインシステム改修業務委託（その6）

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3 随意契約理由

本業務は、水道局のお客さま情報を一元的に管理する基幹システムである営業所オンラインシステム（以下「本システム」という。）について、(1) インターネット専業銀行が公金取扱金融機関に参画することに伴う営業所オンラインシステム改修業務(2) ペーパーレス化に伴い、現在営業所オンラインシステムから自動出力している、前受料金処理業務に係る一部帳票及び未収明細表の一部帳票について、PDF又はCSV化機能及び随時出力機能を新規追加するために改修を行うものである。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは株式会社日立システムズが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 咲洲配水場回転速度制御設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社明電エンジニアリング

3 随意契約理由

本業務は、咲洲配水場に設置している回転速度制御設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、株式会社明電舎が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備の保守点検業務は株式会社明電エンジニアリングへ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは株式会社明電エンジニアリングが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 柴島浄水場外1か所回転速度制御設備外保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場第2配水ポンプ場及び異配水場に設置している回転速度制御設備並びに柴島浄水場下系高度浄水処理棟に設置している太陽光発電設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、株式会社日立製作所が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備にかかる保守点検業務は株式会社日立産機テクノサービスへ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、株式会社日立産機テクノサービスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

水道記念館学習施設運営等業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社チャージ

3 随意契約理由

本業務は、水道記念館学習施設における①イベントの企画・運営、②来館者の対応、③浄水場見学・出前水道教室の実施及びプログラムの改良、④展示設備の維持管理及び展示内容の企画・変更、⑤施設の日常管理など施設の運営に係る業務全般を行うものです。

本業務をイベントや施設運営の知識が豊富な民間事業者に包括的に委託し、イベント、浄水場見学、出前水道教室及び展示内容をより魅力的な内容とすることで、お客さまの満足度向上、大阪市水道局への認知度向上及びイメージアップを図ることを目的としています。

本業務を発注するにあたり、専門的な知識や経験等を持つ民間事業者から各種イベントの企画運営、浄水場見学等のプログラム改良にかかる概要計画、新たな館内展示、効果的な広報活動等についての企画提案を求め、当該提案に基づき仕様を作成することが、業務の質的向上と予定価格の範囲内で最大の効果を得ることができる最善の手法であることから、競争入札は適しません。

よって、提案に対して専門的な見識に基づく有識者の審査、優劣の判断により優れた提案を行う事業者を選定する公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定することとしました。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、上記業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部総務課（電話番号 06-6616-5404）